

規制の事前評価書

法令案の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令案規制の名称：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等、二重規制排除の観点からの規制の廃止規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☒廃止担当部局：貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課・安全保障貿易審査課・貿易管理課評価実施時期：令和7年8月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- 国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる貨物の特定の地域への輸出については、外為法第四十八条第一項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課している。
- 具体的な規制対象の貨物の種類は、輸出令第一条第一項において、輸出令別表第一の中欄に掲げるものと規定しており、ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおける合意文書の分類に対応する形で規定している。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- 国際的な安全保障環境を維持、強化する必要性は益々高まっており、軍事利用可能な貨物、技術が懸念国・組織に流出することを防止することが必要。このためには、これらの貨物を有する国々が協調して輸出管理を行うことが必要であり、仮に一部でも規制が緩ければ、そこを迂回拠点として国際的な管理の枠組みが機能しなくなる。
- このため、他国と同様の措置として、外為法に基づく輸出許可制を採る必要があり、また、国際合意の内容を適切に反映するための改正が不可欠であり、これは、国際輸出管理レジームの参加国である我が国の責務である。
- さらに、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告（2024 年 4 月）において、国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目について国際連携による取組の必要性について提言がなされたところ。
- 国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的する重要新興技術に関連する貨物の輸出管理は必要。国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ、急速な技術革新に対応すると共に、重要新興技術が軍事転用されることで国際的な平和及び安全を脅かすことを防ぎ、同レジーム参加国と連携した管理を実施することは、我が国としての責務である。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- 輸出貿易管理令別表第一に「ペプチドの合成を行うための装置」、「ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉若しくはその合金の粉」、「プログラムの変更を行うことができる機能を有するモジュール、組立品又は装置」を追加する。

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

廃止

- ・外国貿易及び国民経済の健全な発展や我が国が締結した条約を誠実に履行するための貨物の輸出に係る規制については、外為法第四十八条第三項の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受ける義務を課しており、具体的な規制対象の貨物の種類は、輸出令別表第二の中欄に規定している。

緩和

- ・外為法第四十八条第一項に基づく貨物の輸出許可については、輸出令第四条第一項でその適用除外について定め、具体的な類型を同項各号に列挙しており、いわゆる一項武器（輸出令別表第一の一の項）については、同項ただし書により、当該適用除外の対象を同項第二号ホに掲げる貨物（無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるもの）に限定している。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

廃止

- ・輸出令別表第二の三三の項に掲げるうなぎの稚魚については、外為法第四十八条第三項に基づき、その輸出に際しては輸出令第二条第一項及び第二項の規定により、需給調整及び資源管理を目的として、これを所管する農林水産大臣の事前同意の下、経済産業大臣による承認を行っている。
- ・今般、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号。以下「流適法」という。）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号。以下「流適法施行規則」という。）の施行により、令和7年12月1日から流適法第十条に基づく輸出規制の対象として、うなぎの稚魚が指定されることとなった。
- ・このような背景から、うなぎの稚魚に関する需給調整や資源管理を流適法等の農林水産大臣が所管する法令に一元化し、これに対する輸出規制の重複排除を行うことについて、同品目を所管し流適法を執行する水産庁と検討を行い合意に至った。

緩和

- ・持ち帰ることを前提として一時的に輸出される貨物（無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）について、武器のみ適用除外を認めないとするのは、かつての武器輸出三原則に基づき全ての武器の移転を実質的に禁止していた当時は別として、現在において特段の合理性は失われているため、輸出許可審査の合理化の観点から適用除外とする。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

廃止

- ・輸出令別表第二から三三の項を削除して、うなぎの稚魚を輸出令第二条に基づく規制の対象から除外する。また、これに伴い輸出令中の関係規定（輸出令第二条第二項、附則第三項、別表第七）から三三の項を削除する改正を行う。

緩和

- ・輸出令第四条第一項ただし書を改正し、無償で輸入すべきものとして無償で輸出する武器について外為法第四十八条第一項に基づく輸出許可の適用除外とする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・国際輸出管理レジームにおける合意等に基づき規制するため。

<その他非規制手段の検討状況>

- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
 - ☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
 - ☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
 - ☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった
- (検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)
- ・ 国際輸出管理レジームにおける合意等に基づき規制するため。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することが出来る。
- ・ 我が国が輸出管理を適切に実施することにより、外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難である。

【緩和・廃止】

廃止

- ・ 今回の措置は、外為法におけるうなぎの輸出規制について、その目的は同一として、他の法令の規定により行われる輸出規制との重複を廃して、輸出事業者における手続負担の二重化を回避するものであり、対外取引に対する必要最小限の管理という外為法の法目的に違うものではない。
- ・ なお、外為法の規定に基づく輸出承認手続が廃止となることにより、外為法にかかる輸出事業者（申請者）側の遵守費用及び行政側の事務費用の削減については以下の効果が見込まれる。

< 遵守費用 >

- ・ 承認申請手続きに係る作業コストの削減が見込まれる。当該作業に係る事務負担は事業者の規模等によって異なることから定量的な分析が困難である。なお、企業において承認を得るための作業コストは1件当たり約23,360円※と推計される。

※ 許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。

作業時間 5時間×2名＝10時間

約2,336円＝（民間給与実態統計調査（国税庁、令和5年分）の事業規模10人未満の平均給与額（年間））33,821千円÷（労働統計要覧（厚生労働省、令和5年度）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模5人以上30人未満）1,636時間（以下同じ）

10時間×約2,336円＝約23,360円

< 行政費用 >

- ・ 規制廃止に関する周知としては、パブリックコメント、官報、通商弘報、HPへの掲載を予定しているが、通常業務の範囲内で対応が可能であり、追加的な費用の発生はない。
- ・ また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務1件当たりにより要する人員数、作業数を1人で120分と仮定すると、時給（約2,593円（※））×1人×120分＝約5,186円が1件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。うなぎの稚魚については直近5年間平均で21件/年の申請があったため、当該規制の廃止により、年間平均108,906円の事務コストが削減される効果がある。

※414,801（国家公務員（全職員）の平均給与月額）÷（8時間×5日×4週）＝約2,593円（平均給与月額は「令和6年国家公務員給与等実態調査の結果概要」より）

緩和

- ・ 輸出事業者（申請者）側の遵守費用及び行政側の事務費用の削減が見込まれるが、定量的な分析は困難であ

る。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・今般新たに規制対象となる貨物について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。他方、上記作業に係る事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的な分析が困難である。なお、企業において許可を得るための作業コストは1件当たり約26,620円※と推計される。

※ 許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。

作業時間 5 時間×2 名＝10 時間

約 2,662 円＝（民間給与実態統計調査（国税庁、令和 5 年分）の平均給与額（年間））4,595 千円÷（労働統計要覧（厚生労働省、令和 5 年度）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模 30 人以上）1,726 時間（以下同じ）

10 時間×約 2,662 円＝約 26,620 円

<行政費用>

- ・外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たに規制対象となる貨物について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となるが、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。
- ・経済産業省本省職員による説明会を開催（3 回程度）した場合、説明会業務に1人で約90分を要すると仮定すると、時給（約2,593円（※））×1人×90分/60分×3回＝約11,669円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。
- ・また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務1件当たりには要する人員数、作業数を1人で120分と仮定すると、時給（約2,593円（※））×1人×120分＝約5,186円が1件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。

※414,801円（国家公務員（全職員）の平均給与月額）÷（8時間×5日×4週）＝約2,593円（平均給与月額は「令和6年国家公務員給与等実態調査の結果概要」より）

<その他の負担>

- ・特になし

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

廃止

- ・1. に記載したとおり、今般の輸出令における規制の廃止は、流通法及び流通法施行規則の施行により、令和7年12月1日から流通法第十条に基づく輸出規制の対象として、うなぎの稚魚が指定されることとなり、これまで輸出令において行ってきたうなぎの稚魚に関する需給調整や資源管理を流通法等の農林水産大臣が所管する法令に一元化し、これに対する輸出規制の重複排除を行うものであり、手続廃止に伴い顕在化する負担は発生しない。

緩和

- ・制緩和についても、持ち帰りを前提とした輸出に限定しているため、負担や実害はない。

<行政費用>

- ・規制廃止・緩和のため追加的な行政費用は生じない。

<その他の負担>

- ・なし。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

■ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない【緩和】

■ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない【廃止】

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている

■ その他

(具体の理由：【拡充】国際輸出レジーム等における合意事項を反映するものであり、裁量の余地はない。)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

※ インターネット上で公表している場合は URL を掲載。なお、審議会等及び懇談会等については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）に基づき、原則として公表することとされている。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・特になし

<上記以外の法令案>

- ・国際輸出管理レジーム等において、国際協調的な輸出管理の規制対象となる貨物及び技術の見直しにかかる検討は毎年実施されている。これに合わせ、我が国でもおおよそ 1 年に 1 回の頻度で関係法令の見直しが必要となっているため、施行後 1 年後を目処に事後評価を実施する。
- ・規制の廃止・緩和については施行後 5 年後を目処に事後評価を行うこととする。